

企画競争説明書

業務名称： インドネシア国自動車産業開発プロジェクト

調達管理番号： 21a00744

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年10月20日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年10月20日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国自動車産業開発プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年1月 ～ 2025年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月以降) : 契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【服部 一希 : Hattori.Kazuki@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 民間セクター開発グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格

要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年10月28日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年11月4日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年11月19日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: e-koji@jica.go.jp

件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文: 特段の指定なし

添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
 - ・ 本邦研修に係る経費

・輸出振興にかかる調査（現地再委託経費）

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) マatchingハブ試行実施（100万円×3回を想定）
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) IDR1=0.0078円
 - b) US\$1 =111.364円
 - c) EUR1 =130円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／自動車産業振興（1）
 - b) 裾野産業振興（デジタル技術活用促進）
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約24.00人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年12月8日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点 *

⑤価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1 1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます

す。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ

った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 自動車産業・同裾野産業をはじめとする製造業の高度化にかかる政策策定、または民間企業のDX推進等にかかる支援業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/自動車産業振興(1)

➤ 裾野産業振興(デジタル技術活用促進)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／自動車産業振興（1））】

- a) 類似業務経験の分野：自動車産業・同裾野産業をはじめとする製造業を中心とした産業の高度化にかかる政策策定、または民間企業のDX推進等にかかる支援業務
- b) 対象国又は同類似地域：インドネシア共和国及びその他 ASEAN 地域およびその他先進・中進地域等
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 裾野産業振興（デジタル技術活用促進）】

- a) 類似業務経験の分野：自動車産業・同裾野産業をはじめとする製造業のデジタル技術活用支援業務
- b) 対象国又は同類似地域：インドネシア共和国及びその他 ASEAN 地域およびその他先進・中進地域等
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／自動車産業振興(1)	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u> ／○○○○	-	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>裾野産業振興(デジタル技術活用促進)</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インドネシア国自動車産業開発プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

インドネシアでは、1998年のアジア金融危機を契機に、マクロ経済安定化の実現を目指して経済・財政の構造改革を進め、GDP成長率は2010年以降概ね5%を維持（2020年は新型コロナウイルス感染症拡大により、マイナス2.1%に下降）¹している。中所得者層増加による消費拡大、2030年頃まで続くと見込まれる人口ボーナス期により経済成長は見込まれるものの、新型コロナウイルス感染症拡大がもたらす景気後退からの経済復興、中進国の罫を回避した成長の質の向上、加速化を図るには、インフラ整備の加速化、投資環境整備及び国際競争力の強化、産業・人材の高度化による生産性向上が課題となっている。

また、当該民間セクター開発において、インドネシア政府は国際競争力のある産業の育成や国内リソース活用等に注力しながら産業開発を推進し、インダストリー4.0導入に向けたロードマップ（Making Indonesia 4.0）を2018年4月に策定している。本事業の対象分野である自動車産業は、同ロードマップ上での競争優位の可能性が高い7つの分野（食品・飲料、繊維・アパレル、自動車、化学、エレクトロニクス、医療機器、医薬品）の一つである。また、日本・インドネシア経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）での日本側の協力事業として、産業開発に係る協力イニシアティブ（New MIDECA: The New Manufacturing Industry Development Center）における対象分野の一つでもあることが両国政府間で合意されており、二国間協力の重要分野と言える。

ASEAN域内のサプライチェーンにおいて、インドネシアは日系自動車メーカーにとって、タイ（2019年生産台数実績は年間201万台）²に次ぐ主要な生産拠点となっている（インドネシアの同年生産台数実績は年間128万台）。同国では、国際競争力強化、Making Indonesia 4.0の実現に向けて、次世代技術を活用した自動車産業の高度化、現地調達率の向上、輸出拡大等が課題となっており、インドネシア工業省は2035年までの自動車産業振興ロードマップ³の策定を行っている。

¹ JETRO国・地域別概況・基本統計HPより
https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html

² JETRO主要国の自動車生産・販売動向より
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/f2067f867d465ba0/20200011.pdf

³ 同ロードマップでは、低炭素排出車（LCEV）の製品・技術・関連産業の将来発展の道筋を描いている。LCEVは低炭素排出車全般を指し、フルハイブリッド、マイルドハイブリッド、PHEV、BEV、FCEV等が含まれる。LCEVの国産化を2022年から本格化し、2035年までHEV⇒PHEV⇒BEV⇒FCEVと電動化を進める筋道とされて

インドネシア政府は、Making Indonesia 4.0の実現及び自動車産業振興ロードマップを踏まえた実効性ある政策・アクションプランの立案支援を目的として、本事業を2019年に要請した。本事業に先立ち、JICAは基礎情報収集・確認調査「インドネシア自動車産業開発に係る情報収集・確認調査（2020-2021）」を実施し、自動車産業振興ロードマップの分析及び実現に向けての政策やアクションプラン及び本事業にて取り組むべきパイロット事業の整理・分析を実施した。結果、裾野産業振興（現地企業のデジタル技術の活用）及び現地企業による研究開発（Research and Development; R&D）を促進する財務省（Ministry of Finance; MOF）の税務インセンティブ制度⁴の実効性向上についてはモデルケースの創出が進まない点において課題が残されており、パイロット的な活動を通じた政策やアクションプランの改善の必要性が大きいことが明らかとなった。これに加え、インドネシア政府は、自国で生産した自動車の他国への輸出についても優先的に取り組みを加速させたい意向であり、自国自動車産業のポテンシャルと輸出先市場の動向を踏まえた輸出戦略の策定が急務であることが明らかとなった。

上記をふまえ、本事業は自動車産業振興を目的として、裾野産業振興、研究開発及びデザイン（Research and Development and Design; R&D&D）促進、輸出振興の領域において、パイロット事業を通じた自動車産業振興ロードマップのアクションプランの実効性向上のための政策立案支援を実施する。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクトの目的

本事業は、インドネシア国工業省が作成する自動車産業振興ロードマップのうち、①裾野産業のデジタル技術の活用促進、②企業によるR&D&D促進、③輸出振興に関する領域について、パイロット活動や調査分析を行うことにより、政策・アクションプランの実効性を高める取り組みの具体化を図り、もって、インドネシア国の自動車産業振興政策及びMaking Indonesia 4.0の実現を支援し、国際競争力強化に寄与する。

（2）期待される成果

1）自動車産業における裾野産業を構成する現地企業等と、現地および海外のSler（システムインテグレーター）とのマッチングハブの構築⁵によるICT技術取り込みのモデルケース（例：デジタル・リーン生産方式、データ駆動型の運用、フレキシブル生産システム等）の蓄積、パイロット活動を通じたより盤石な政策の立案

2）自動車産業関連企業によるR&D&Dを促進する税務インセンティブ制度の適用のための改善策の策定（①本制度を活用したR&D&D事例の蓄積・発信、②普及計画の策定、③普及ツール（ガイドライン等）の開発を含む）

3）自動車及び部品の産業構造や市場分析を踏まえたインドネシアの輸出戦略の策定

（3）活動の概要（調査項目）⁶

いる。並行して、燃費の良いダウンサイジングエンジンのICE やバイオ燃料の開発・普及が奨励されている。

⁴ R/Dへの企業の投資を促進すべく、企業のR&Dコストを法人税の減免対象とする減税措置制度。

⁵ 具体的な内容は第6条（1）をご参照。

⁶ 本プロジェクトは開発計画調査型技術協力である。主眼については次のリンクを参照願いたい。

1) 裾野産業振興

1-1. デジタル技術活用の潜在力がある現地裾野産業の発掘・特定

1-2. 現地 Sler の現状把握と課題の明確化

1-3. 職業訓練校や大学等の教育機関による Sler 人材育成状況と課題の把握

1-4. 現地裾野産業と Sler を効果的にマッチさせるマッチングハブの具体的計画策定

1-5. 現地企業と Sler のマッチングの試行的実施

1-6. 現地企業によるデジタル技術活用を促進する補助金等に係る近隣国の政策比較検討、インドネシアへの導入案の作成

2) 研究開発及びデザイン (R&D&D) 促進

2-1. R&D&D 促進スキームにおけるプロセス分析およびボトルネック排除

2-2. 税務インセンティブ制度にかかる減税措置申請企業をモデルケースとしたレビューに基づく効果的なプロトコルの作成

2-3. 税務インセンティブ制度にかかる減税措置適用の促進のためのツール (ガイドライン等) の開発

3) 輸出振興

3-1. 国際競争力評価、経済連携、技術標準、環境・安全規制、商慣習、販売制度等の分析に基づく輸出戦略の策定

3-2. セミナーやコンベンションの開催を通じた上記結果の普及、輸出市場理解促進

(4) 対象地域

ジャカルタ首都圏及びその近郊

(5) 関係官庁・機関

主管官庁：工業省 (Ministry of Industry, Republic of Indonesia (MOI))

工業省金属・機械・輸送機器・電子機器総局 (Directorate General of Metal, Machinery, Transportation Equipment and Electronics Industries, Ministry of Industry, Republic of Indonesia (DGMMTEEI))

その他関連機関：国家開発企画庁 (Ministry of National Development Planning (BAPPENAS))

財務省 (Ministry of Finance (MOF)) 等

(6) 協力期間

2022 年 3 月～2025 年 2 月を予定 (計 36 カ月)

第 4 条 業務の目的

本業務は、インドネシア国「自動車産業開発プロジェクト」に関し、2021 年 12 月末までに JICA が先方実施機関と締結予定の本プロジェクトの基本枠組みの合意文書 (Record of Discussion (R/D)) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第 5 条 業務の範囲

本業務は、先方実施機関と合意した R/D 等に基づいて実施されるものであり、「第 4 条 業務の目的」を達成するため、「第 6 条 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「第 7 条 業務内容」に記載する業務を実施し、「第 8 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第 6 条 実施方針及び留意事項

(1) 成果 1 に関連した実施方針・留意事項

成果 1 は、パイロット活動として、現地裾野産業（Tier2 又は 3 レベル⁷の企業を想定）と現地 Sler 間のマッチング事業、および当該マッチングを通じて成立した現地企業と Sler 間の協働による現地企業によるデジタル技術の導入（事業の合理化・効率化・付加価値向上）を試行的に実施し、これを通じて現地企業のデジタル技術導入を目的とした政策インセンティブ（例：現地企業によるデジタル技術導入を目的とした設備投資等を促進する補助金等）の具体化を提案する。

大企業の中には Sler を活用しデジタル技術の導入を進めている企業が多いが、中堅・中小企業は、様々な理由でデジタル技術の導入が進んでおらず後塵を拝している。中堅・中小企業による Sler 活用促進には、(1)デジタル化を通じた自社事業の付加価値向上に対する具体的なイメージを含む理解の向上、(2)企業自身が認識する課題と Sler が有するソリューションのマッチング、(3)適切な内容と予算による Sler の活用が必要であるがデジタル化の経験に乏しく人材・予算等の制約などがあることも多く推進は容易ではない⁸。インドネシアにおいても、裾野産業に属する企業の多くがデジタル技術を導入するには、上記(1)~(3)のプロセスを推進するメカニズムの構築とこれを後押しする政策実施が必要である。JICA は「最新テクノロジーを活用した製造業高度化に係る情報収集・確認調査」の一環で、タイにおいて現地企業と Sler をマッチングする試行的活動を実施し、現地企業自身によって明確化された課題と Sler による支援可能なサービスや提案内容を双方説明し合う方式ですり合わせることで一定の効果を上げることを確認した。

本パイロット活動でも同様のマッチング活動を実施することを想定している。具体的には、現地企業と Sler 間のマッチング活動を STMI（工業省傘下の職業訓練校；Politeknik Sekolah Tinggi Manajemen Industri, Jakarta）と協働して実施する。STMI は、同校の卒業生の多くが現地の裾野産業に就職するなどしており、すでに多数の自動車関連裾野産業に属する企業と関係を有している。また、STMI にはインドネシア自動車研究所（IOI: Institut Otomotif Indonesia）も併設されている。STMI からは本事業への協力の内諾を取り付けていることから、本業務実施においては、STMI 関係企業と Sler のマッチングを実施するイベントを開催するなどして両者のマッチメイキングを試行することを想定している。

⁷ 一般的に、自動車製造においては、カーメーカーである OEM（original equipment manufacturerの略で他社ブランドの製品を受託して製造するメーカー）に部材を供給する Tier1 の企業、さらには Tier1 企業に部材を供給する Tier2 企業といった具合に、1 つの OEM の下に多数の下請け企業が関与して成り立っている。

⁸ 例えば、タイでは企業のデジタル技術活用に対する補助金制度などを導入しているが補助金の利用促進には同様の課題があるとされている。

マッチングが成立した中堅・中小企業と Sler 間の協議を側面支援し、当該組み合わせによるデジタル技術の活用の具体的計画を支援する。本業務では、当該計画のうち優良なもの（3 件程度/3 年間）を選び、Sler を再委託先として、中堅・中小企業へのデジタル技術の導入を試行実施する。他国の中堅・中小企業のデジタル技術導入を後押しする政策（補助金や優良企業認定）を整理しインドネシア政府が導入すべきものについて政策提言を行う。政策提言では、上記マッチングの試行実施を通じて得られた、知見や費用対効果などを含めることで、提言の具体化を図ること。

（2）成果 2 に関連した関連した実施方針・留意事項

インドネシア政府は、Making Indonesia 4.0 イニシアティブを推進するため、政令 2019 年第 45 号、及びこれに付随する財務大臣規則（財務大臣規定 2020 年第 153 号）を制定し、特定の 11 分野 105 種を対象に、研究・開発（R&D）費を法人税の対象としない措置を導入した（税務インセンティブ制度）。大企業の一部は同制度の活用に向きである一方、現地中堅・中小企業は及び腰であり、同制度の普及上の課題があることが明らかとなっている。

成果 2 は、パイロット活動を通じて当該課題を解決するため同制度普及やインセンティブ適用のためのポイントを整理し、現地企業にとって使いやすい制度となるよう、現地企業が参照できる手順（プロトコル）を確立する。具体的には、現地企業が同制度に沿って減税を受けようとする場合の手続きのうち不明瞭な部分を洗い出しこの明確化を行う。初年度は制度に関心のある企業や現地税理士・会計事務所等向けのセミナーを通じて関係者によりプロトコル作成のポイントを洗い出す。セミナーでは、制度の PR を行うとともに、次世代技術と ASEAN の中小企業での取り組み事例の紹介などを合わせて行う。2 年目、3 年目には、現地税理士とチームを組んで分野の異なる現地企業（3 社程度/年）を対象に当該減税措置を念頭に置いた企業側の対応を、OEM の協力も得つつ巡回指導の形で試験的にサポートする。巡回指導には工業省の担当職員も帯同させる。減税措置を活用する企業側の視点から、より重要で汎用性の高い手順を抽出して整理する。整理されたポイントを手順書やガイドラインの形とすべくインドネシア工業省等に提案する。手順書やガイドラインは、他の企業が参照できるよう公表可能なガイドラインとすべく工業省等と協議する。

更には、プロトコルの整理の過程で、制度目的に照らし、インドネシア側財務大臣規則の改善が必要なポイントについても分析・整理を行い提言として取りまとめる。

（3）成果 3 に関連した関連した実施方針・留意事項

インドネシアは、目標として 2030 年は 90 万台、2035 年は 150 万台の完成車輸出を掲げているが、これを実現するための具体的な政策は明確になっていない。また、完成車輸出により競争力を持たせるためには、完成車のみならず焦点を当てるのではなく、自動車部品など関連産業の輸出についても検討をしていくことが必要であり、本事業では完成車のみならず自動車部品の輸出も念頭に置いた輸出戦略の提言を行う。輸出拡大のためには、輸出先の規制・基準の親和性や車種構成などの市場の近さから輸出ポテンシャルの高い国を選定しながら、FTA や基準の調和、有望車種の生産・輸出促進などの輸

出競争強化策を検討することが望ましい。工業省からは実務的な活動の期待も高く、政策案へのフィードバックや政策展開のために、セミナーやコンベンション等も効果的に実施・活用していく必要がある。

- (4) インドネシアデジタルイノベーションセンター (PIDI4.0)
MOI はインドネシアにおけるインダストリー4.0 の実施を加速するために、イノベーションの実装化を目的としてデジタルイノベーションセンター (PIDI 4.0) を構築している。同構想に基づき、ジャカルタの PERMATA HIJAU エリアに 8 階からなる施設を 2021 年 11 月オープンさせるべく準備が進められている。PIDI4.0 は、インダストリー4.0に関連した技術などのショーケース、人材育成、関係者の協働場所といった役割を提供し、関係者のためのエコシステムとなることが期待されている。MOI からは本事業実施においても PIDI4.0 への貢献が期待されているが、資機材や直接的な支援は事業実施対象外としている。一方でソフト面で且つ連携効果を狙った対応（例えば成果 2 のパイロット活動を一部 PIDI で開催し宣伝する等）等 PIDI との関連付けを行うなどして相乗効果を見込める活動は十分実施の余地があるため、積極的に工夫を図って対応すること。なお、PIDI4.0 の所轄は工業省産業人材育成庁 (BPSDMI) であり、PIDI の活用にあたっては同庁と連携していくことが求められる。また成果 1 の STMI は同庁傘下機関であり、特に成果 1 での連携が期待されていること留意する必要がある。
- (5) 実施中の JICA による協力との連携及び柔軟性の確保
JICA は中小企業・SDGs ビジネス支援事業「インドネシア国デジタルエンジニアリング製造人材育成を推進する普及・実証・ビジネス化事業 (2021-2022)」において、日本の民間企業からの提案により、デジタルエンジニアリング・ツールを用いたエンジニアリング人材の育成を STMI にて実施予定である。STMI は、本事業でも Sler と現地中小企業とのマッチングハブとして活用予定であり、マッチングを行うパイロットの場で現地中小企業のデジタル技術導入促進を図るセミナーを開催する等、有機的な連携が期待されるため、計画段階から連携効果を意識して進めること。
- (6) 対象産業
対象産業は自動車産業および同裾野産業とする。その他、例えば成果 1 にかかり国内外のロボット企業や Sler 企業とインドネシアのシステム企業のマッチングも想定されることから、第 3 条 (1) のプロジェクトの目的に沿い、戦略的事業展開も考慮したモデル検討およびパイロット実施となるよう関係産業との連携も行うこと。
- (7) プロジェクト関係者との連携
本プロジェクトは、マッチングハブ構築を含む裾野産業振興、R&D&D を促進する税務インセンティブ制度の適用のための改善策の策定、輸出戦略の策定など広範囲に渡る活動を予定し、関係機関が多いことから、業務の実施にあたっては、日本側関係者 (JICA 本部、JICA インドネシア事務所、在インドネシア日本国大使館、JETRO、民間企業、業界団体等)、インドネシア側関係者 (DGMMTEEI (MOI)、工業省内関係部門・傘下機関、BAPPENAS、民間企業、業界団体等) と十分に協議を重ね、協調・連携を心がけること。

(8) 事業用物品の調達

現時点では機材の調達は想定していないが、パイロットの実施に対して必要な機材が有る場合は、本プロジェクト開始後のニーズ調査、パイロットの検討を踏まえて、C/P 機関・JICA との協議を踏まえて最終的に決定することとする。必要と判断される機材は、原則として現地にてコンサルタントが調達する。資機材の仕様については、C/P の技術レベルとプロジェクト終了後の C/P による維持管理能力・体制も勘案し、C/P 機関と協議の上、現地の事情に即したものとすること。また、JICA の機材調達の手続き及びスケジュールを勘案し、公正かつ円滑な調達を心がけること。

(9) 日本企業／日系企業との連携

本プロジェクトでは、特に成果 1 のマッチングハブの構築にかかり、日本企業および日系企業との連携も重要となる。日本企業のデジタル技術ノウハウをもって現地のシステム企業と自動車部品企業等の生産システム構築事業に取り組むことは、現地産業へのデジタル化促進にかかる技術移転となり、さらには将来的な企業間連携も期待されるため、長期的な相互効果を視野に入れた連携に留意すること。成果 2 の R&D&D や成果 3 の輸出戦略においても、日系自動車メーカー・関連企業の戦略とも密接に関わってくるため、連携を心がけること。

(10) 特にプロポーザルに記載を求める事項

プロポーザル作成にあたっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

- a) 成果 1 にかかるマッチングハブ構築にかかる具体的なプロセスおよび政策提言への繋げ方
- b) 成果 2 にかかる R&D&D を促進する税務インセンティブ制度の適用のための改善策の策定、本制度を活用した R&D&D 事例の蓄積、普及計画の策定、普及ツール（ガイドライン等）の開発の実施案
- c) 成果 3 にかかる自動車及び部品の産業構造や市場分析を踏まえたインドネシアの輸出戦略の策定のための実施案
- d) インドネシア国の自動車産業振興政策及び Making Indonesia 4.0 の実現を支援するべく、成果 1～3 にかかる政策・アクションプランの実効性を高める取り組みの工夫方法の提案

なお、自動車産業を巡る環境は、脱炭素化、CASE（特に EV 化）、MaaS 等、激動の状況にあり、協力全般および成果 1～3 の活動に大きな影響を与える可能性も想定され、業務実施においてはこれら動向を注視し環境の変化に対応した取り組みを推進することが求められる。これらを如何に実現していくか、具体的に提案すること。

(11) 広報活動

業務実施にあたっては、プロジェクトの関係者と連携し、以下に例示される活動等、積極的な広報に努めること。

- ・ 定期的なプロジェクト・ホームページの更新
- ・ 地元メディアへの情報提供
- ・ 対象地域においてオープンセミナーやワークショップの開催

- ・ 日系関連産業への定期的な情報共有、等

第7条 業務の内容

JICA が想定する業務の流れは次のとおり。コンサルタントはより効果的、効率的に本業務の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

<第1年次:2022年1月中旬～2023年1月中旬>

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料、先行プロジェクトの関連資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめて、インセプションレポートとして取りまとめ、JICA と協議の上、内容の承認を得る。

3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、討議議事録（R/D）で確認されている先方実施機関との責任の分担関係について確認を行う。（本件は、先方実施機関に第一案を提出してから約1カ月以内の最終化が想定されるので留意すること。）

(2) プロジェクト実施体制の構築

1) プロジェクト関係者の確認

実施機関と相談し、日常的にやり取りを行うカウンターパート（C/P）の配置を確認する。

2) 合同調整委員会（Joint Coordinating Committee（JCC））の設立

実施機関と相談し、プロジェクトの進捗管理・監督・助言等を行う JCC に参加する各機関の代表者を決定し、JCC を設立する。JCC の構成計画については、R/D を参照する。

3) テーマ別ワーキンググループ（Thematic Working Group（TWG））の設立

関連実施機関と相談し、R/D で合意したテーマの各活動を実施/支援する各 TWG（①マッチングハブ構築、②自動車産業の R&D&D 促進、③輸出戦略）のリーダー、メンバー（C/P を含む）を決定し、TWG を設立する。TWG にかかる C/P 側メンバーの計画は R/D を参照する。

(3) パイロットの実施計画の作成

成果1および成果2にかかるパイロット実施の具体的な計画を立てるとともに、要すれば実施体制の改訂・構築を行う。策定したパイロットの実施計画案を TWG と合意し、協力して実施する。

(4) ベースライン指標の設定

パイロット活動の成果を客観的に計るため、パイロット開始時のベースラインとなる指標を定め、JCC にて決定する。

(5) キックオフセミナーの実施

プロジェクト実施体制の構築を促進するため、対象産業及び政府機関関係者を対象に、プロジェクトの活動計画を広く周知するセミナーを開催し、プロジェクトの広報を行うと共に、協力企業の発掘を開始する。

(6) 調査項目 1（裾野産業振興にかかる調査）関連 ※全事業期間にかけて実施

1) 裾野産業企業のデジタル技術活用の可能性・準備状況に関する調査

調査項目 1 では、自動車産業界における現地の裾野産業企業のデジタル化を加速させることを目指す。そのために、裾野産業を構成する現地企業のデジタル技術活用のポテンシャルおよび現状の確認調査を実施する。また、候補となる裾野産業企業の特定を行う。

2) 現地 Sler の現状把握と課題の明確化

現地 Sler の現状および課題を確認する。その上で、裾野産業を構成する現地企業との効果的な協力体系を検討する。

3) 職業訓練校や大学等の教育機関による Sler 人材育成状況と課題の把握

STMI やその他教育機関および Sler 企業⁹内における Sler 人材育成の状況を確認し、解決すべき課題を明らかにする。

4) マatchingハブの具体的計画策定

現地の裾野企業と Sler をマatchingする（マatchingハブを構築する）ための詳細計画を策定する。まず国内外のロボット企業や Sler 企業と、ローカルのシステム企業をマatchingさせ、その後現地の Sler と裾野産業企業のマatchingの円滑化を支援するといった段階的な流れが想定される。インドネシア政府による制度面・財政面の支持も重要になるため、関係機関側との認識の統一に留意すること。現時点では、工業省傘下の STMI がマatchingのハブとなって活動することが見込まれるが、詳細は調査実施中にこれらを C/P 機関と協議の上、確定する。なお、計画にあたっては、第 6 条（4）に記載のとおり、PIDI4.0 のソフト面での活用および産業人材育成庁との連携を検討すること。

5) 現地企業と Sler のマatchingの試行的実施

(6) 4) の計画を基に、パイロットとしてマatching活動を行う。第 6 条（1）に記載のとおり、JICA はタイにおいて現地企業と Sler をマatchingする試行的活動を実施し、現地企業自身が示す課題と Sler の提案内容をお見合い方式ですり合わせることで一定の効果を上げることを確認した。本事業においても、現地企業と Sler 間のマatching活動を STMI と協働して実施することを想定している。マatchingが成立した中堅・中小企業と Sler 間の協議を側面支援し、当該組み合わせによるデジタル技術の活用の具体的計画を支援する。本業務では、当該計画のうち優良なもの（3 件程度/3 年間）を選び、Sler を再委託先として、中堅・中小企業へのデジタル技術の導入を試行実施する。

⁹ システム構築を業務とする企業。

6) 近隣国の政策比較・インドネシアへの導入案の作成

近隣国の中堅・中小企業のデジタル技術導入を後押しする政策（補助金や優良企業認定）を整理し、インドネシア政府が導入するべきものについて政策提言を行う。政策提言では、上記マッチングの試行実施を通じて得られた、知見や費用対効果などを含めることで、提言の具体化を図ること。

(7) 調査項目 2 (R&D&D 促進) 関連 ※全事業期間にかけて実施

1) R&D&D 促進スキームのプロセス分析およびボトルネック排除

R&D&D インセンティブ制度（減税措置）が 2020 年に発布されたが、現地の中堅・中小企業の活用事例は未だ少ない。これらの企業に対する導入支援に向けて、企業や政府実施機関のインタビューも踏まえ、本制度のプロセスや実施上の課題を分析、ボトルネックを明確にし、ボトルネック排除のための提言を行う。制度に関心のある企業や現地税理士・会計事務所等向けのセミナーを通じて関係者によりプロトコル作成のポイントを洗い出すことが想定される。

2) 効果的なプロトコルの作成

減税措置申請企業をモデルケースとした分析に基づき、申請の手続きや手順が不明確であった本制度の手順や要件を明確化し、パイロットとして必要な技術指導を行いながら実際のインセンティブ獲得までのプロトコルを作る。具体的なプロセスとしては、第 6 条（2）に記載のとおり、現地税理士とチームを組んで分野の異なる現地企業（3 社程度/年）を対象に当該減税措置を念頭に置いた企業側の対応を、OEM の協力も得つつ巡回指導の形で試験的にサポートすることが想定される。

3) 減税措置適用の促進のためのツール（ガイドライン等）の開発

R&D&D 促進の基盤を敷くため、現地関係機関の担当者等への技術移転も想定される。現地関係機関が活用できるツールを開発する。

(8) 調査項目 3 (輸出戦略) 関連 ※全事業期間にかけて実施

1) 輸出戦略の策定

国際競争力評価、経済連携、製品規格、環境・安全規制、商慣習、販売制度等の分析に基づき、輸出戦略案を策定する。なお、輸出振興戦略の策定に必要と考えられる右に挙げた基本的な情報の収集や一次的な分析は現地再委託することが可能。政策検討に当たっては、完成車や部品の輸出を積極的に行っている国について、過去に取り組んできた政策の事例調査も想定され得る。

2) 調査分析結果の普及、輸出市場の理解促進

(8) 1) の輸出戦略の立案を踏まえ、調査分析結果を普及し、輸出市場の理解促進を図る。具体的には、戦略立案後に実施が見込まれる FTA 等の対外政策の提案、インドネシア国内の自動車産業強化政策として企業向けの輸出セミナーの開催、コンベンションへの参加を通じた市場の理解などが想定される。

(9) プログレスレポートIの作成・説明・協議

第1年次の結果をプログレスレポートIとしてとりまとめ、JCCにて説明・協議し、基本的了解を得る。パワーポイント資料等を使用した説明および関係者間の協議を行うことが望ましい。

(10) 第2年次以降の実施体制の構築及び作業工程の策定

TWGごとに第2年次以降の作業工程を策定し関係者の合意を得る。当初の計画から変更を要する場合、契約変更が必要になる可能性があるため、前広にJICAと相談しながら現地関係者と協議すること。

<第2年次:2023年1月中旬～2024年1月中旬>

(1) ワークプラン(第2年次)の作成・協議

第1年次の活動結果を踏まえ、第2年次のプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン案(英文)として取りまとめる。同ワークプラン案を基に、インドネシア側関係者と協議、意見交換し、全体の計画を共有する。上記意見交換を踏まえた上で、その修正版を作成し、JICA及びインドネシア側関係者と合意の上、最終版として提出する。

(2) 各調査項目の活動およびパイロットの実施(継続)

第1年次に引き続き、パイロットを含む各調査項目についてTWGと協力の上実施する。

(3) パイロットの評価・モニタリング

上記の活動の内容をモニタリングし、成果1および成果2のパイロットに関する評価を行う。連携企業からのヒアリングや、参加企業・機関を中心に課題を整理し、以降の実施に向けた評価と改善案を提示する。

(4) 本邦研修／第三国研修の実施

1) 本邦研修／第三国研修プログラムの作成

本事業の調査項目を実施するにあたり、TWGメンバーの能力強化も兼ねて、他国の自動車産業や企業の情報を収集するために、本邦研修および第三国研修(タイ、マレーシア等のアジア地域における主要自動車生産国)を実施する。コンサルタントは、本邦研修・第三国研修のプログラム概略についてプロポーザルにて提案すること。なお、見積りにあたっては、本邦研修1回及び第三国研修1回の計2回、1回2週間程度、1回の参加者5名を想定した費用を計上すること。本邦研修実施にかかる経費については、「<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>」に従い、「研修事業」に係る見積もりを提出すること。また、第三国研修については、同ガイドラインに準拠しつつ、全必要経費(旅費含む)を一般業務費に計上すること。詳細の研修内容、実施国については調査実施中にこれらをC/P機関と協議の上、確定する。

2) 研修プログラムの実施

立案したプログラムに沿って、研修プログラムを実施する。具体的な業務は以

下のとおり。

- ① 各種準備手続き：航空券の手配*、査証の手配*、空港送迎*、宿舎手配、保険加入手続き*、参加者に対する日当・諸経費の支給*、日程に基づく参加者の移動手配、研修日程の作成、面談先の手配、関連資料の作成等（*については本邦研修の場合はJICA国内機関が実施）
- ② 研修プログラムの実施・監理：研修日程に基づく参加者の引率、面談における通訳、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整、参加者の病気・怪我等緊急事態や各種トラブルへの対応等

(5) プロGRESSレポートⅡの作成・説明・協議

第2年次の結果をPROGRESSレポートⅡとしてとりまとめ、JCCにて説明・協議し、基本的了解を得る。パワーポイント資料等を使用した説明および関係者間の協議を行うことが望ましい。

<第3年次:2024年1月中旬～2025年2月>

(1) ワークプラン（第3年次）の作成・協議

第1・2年次の活動結果を踏まえ、第3年次のプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン案（英文）として取りまとめる。同ワークプラン案を基に、インドネシア側関係者と協議、意見交換し、全体の計画を共有する。上記意見交換を踏まえた上で、その修正版を作成し、JICA及びインドネシア側関係者と合意の上、最終版として提出する。

(2) パイロットの実施（継続）

第1・2年次に引き続き、パイロットを含む各調査項目についてTWGと協力の上実施する。

(3) エンドライン調査の実施

成果1および成果2にかかるパイロットの成果を客観的に計るべく、ベースライン調査時の成果指標を踏まえて、エンドライン調査を実施する。

(4) パイロットの最終評価・改善案の提示

エンドライン調査を踏まえて、連携企業からのヒアリングや、参加企業・機関を中心に課題を整理し、成果1および成果2にかかるパイロットについて最終的な評価を纏めると共に、改善案を提示する。

(5) 提言・アクションプランの策定、C/P活動計画への取り込み支援

第3年次の結果を踏まえて、本プロジェクトで調査・試行実施された、1) 裾野産業振興、2) R&D&D促進、3) 輸出戦略にかかるモデルが他地域、他機関を含み現地で広く展開されるための提言・アクションプランを作成し、関係機関からの内容の合意を得る。また、提言内容と作成されたアクションプランが、C/Pの年間活動計画等に組み込まれるように支援およびフォローアップを行う。

(6) 普及のためのセミナー／ワークショップの実施

パイロットの成功事例や実施経験を他の地域や新規連携候補企業等に普及させることを目的に、対象産業に関わる現地ステークホルダーやドナー関係者等に対し、パイロットの取り組みを広く紹介するためのセミナー／ワークショップを実施する。本件は C/P との共同開催となる見込み。

(7) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

全ての調査およびパイロット実施を通じた結果、アクションプラン、提言等を含むドラフト・ファイナルレポートを作成し、JCCにて説明・協議し、JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、基本的了解を得る。

(8) ファイナルレポートの作成

上記のセミナー／ワークショップの結果およびドラフト・ファイナルレポートにかかる合意内容を基にファイナルレポートを作成する。JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて最終化し、JICA に提出する。

第8条 報告書等

(1) 調査報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における最終成果品は、ファイナルレポート（提出期限は2025年2月10日）とする。

レポート名	内容	提出時期	部数
業務計画書	共通仕様書に基づく	契約後 10 営業日	和文2部（簡易製本）
インセプションレポート（ワークプラン含）	業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等	・業務開始から約1カ月でドラフト ・CPと協議後約1カ月で最終化し提出	英文10部（簡易製本）
プログレスレポートⅠ	第1年次の調査結果	2023年1月末	英文2部（簡易製本） 和文要約2部（簡易製本）
ワークプラン（第2年次）	第2年次の活動計画	2023年2月末	英文2部（簡易製本） 和文要約2部（簡易製本）
プログレスレポートⅡ	第2年次の調査結果	2024年1月末	英文2部（簡易製本） 和文要約2部（簡易製本）
ワークプラン（第3年次）	第3年次の活動計画	2024年2月末	英文2部（簡易製本） 和文要約2部（簡易製本）
ドラフト・ファイナルレポート	調査全体にかかる結果・成果報告のドラフト	2024年12月初旬	英文（電子データ）
ファイナルレポート	調査全体にかかる結果・成果報告	2025年2月10日	和文 5部（製本） 和文要約 5部（製本） 英文 12部（製本） CD-R 5部

報告書の作成にあたっては、JICAと十分に協議を行うこと。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

プロGRESSレポートおよびファイナルレポートには、(2)の技術協力成果品資料を添付するものとする。

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(2) 技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接作成する資料およびコンサルタントがC/Pを支援して作成する資料(各モデルの説明資料、普及のための提言・アクションプラン、パイロット実施マニュアル等)を提出する。なお、前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。

なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロGRESSレポート／ファイナルレポートに添付して提出することとする。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年1月に開始し、2025年2月に終了とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 62.66人月（現地：52.66人月、国内10.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- 1 業務主任者／自動車産業振興（1）（2号）
- 2 裾野産業振興（デジタル技術活用促進）（3号）
- 3 自動車産業振興（2）
- 4 市場・ビジネス環境・輸出促進
- 5 デジタル分野人材育成
- 6 R&D&D 推進

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 輸出振興にかかる調査
- マッチングハブ試行実施（定額見積もりとして100万円×3回を想定）

(4) 配付資料

1) 配付資料

- インドネシア共和国自動車産業開発に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート
- 討議議事録（R/D）（署名前）

(5) 対象国の便宜供与

討議議事録（R/D）を参照。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。「JICA 安全対策マニュアル(JICA インドネシア事務所作成)」を遵守し、安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。イスラム教の習慣に配慮し、露出の多い服装、飲酒、宗教的な発言は慎むこと。渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにし、事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに JICA 事務所の担当者に連絡する。ひったくりが多いため、徒歩移動は最小限とし、夜間における不要・不急の外出は避けること。移動の際には自動二輪車の運転及び乗車を絶対に行わない。外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（公的機関、軍・警察等の治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）にやむを得

ず訪問する場合は、滞在時間を最小限とすること。デモ行進や政治集会等には近づかないこと。欧米資本・欧米ブランドのホテルの利用を極力避け、事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。また、当該業務者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

また、新型コロナウイルス感染症流行下等、特殊な状況における業務渡航に際しては、上記安全対策ならびに JICA が定める行動規範の順守を必須とし、必要な情報提供および書類作成にかかる JICA の依頼に対して適時対応すること。

2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(2014 年 10 月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。